

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新

附則

1・2 略

(ふっ素及びその化合物に関する経過措置)

- 3 指定工場のうち、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(旅館業に属する指定工場にあっては、当分の間)、第二条の規定による改正後の山梨県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の一の2の(一)の備考4の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

- 4 特定施設を設置する工場等のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する既設であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあっては、当分の間)、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それ

旧

附則

1・2 略

(ふっ素及びその化合物に関する経過措置)

- 3 指定工場のうち、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和四年六月三十日までの間  
、第二条の規定による改正後の山梨県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の一の2の(一)の備考4の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

- 4 特定施設のうち、新規則別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する既設であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和四年六月三十日までの間  
、新規則別表第四の二の3の(一)のふっ素及びその化合物の項の規定にかかわらず、それ

ぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

5 特定施設を設置する工場等のうち、新規別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する新設であるものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(旅館業に属する特定施設を設置する工場等にあつては、当分の間)、新規別表第四の二の3の(一)の備考3の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

(ほう素及びその化合物等に関する経過措置)

6 附則別表二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等に係る汚水の規制基準は、平成十六年七月一日から令和七年六月三十日までの間(下水道業又は旅館業に属する指定工場等にあつては、当分の間)、新規別表第四の一の2の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項並びに同表の二の3の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表二の下欄に定めるとおりとする。

ぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

5 特定施設  
のうち、新規別表第四の二の3の(一)の備考2に規定する新設であるものであり、かつ、一日当たりの平均的な汚水の量が二十立方メートル未満であるものであって、附則別表一の中欄に掲げる業種その他の区分に属するものに係る汚水のふっ素及びその化合物に係る規制基準は、平成十六年七月一日から令和四年六月三十日までの間

新規別表第四の二の3の(一)の備考3の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一の下欄に定めるとおりとする。

(ほう素及びその化合物等に関する経過措置)

6 附則別表二の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に定める業種その他の区分に属する指定工場等に係る汚水の規制基準は、平成十六年七月一日から令和四年六月三十日までの間(下水道業又は旅館業に属する指定工場等にあつては、当分の間)、新規別表第四の一の2の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項並びに同表の二の3の(一)のほう素及びその化合物の項及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表二の下欄に定めるとおりとする。

附則別表二（附則第六項関係）

ほう素及びその化合	有害物質の種類
略	業種その他の区分
略	<p>規制基準（単位 ほう素及びそ の化合物にあつ てはほう素の量 に関して一リッ トルにつきミリ グラム、アンモ ニア、アンモニ ウム化合物、亜 硝酸化合物及び 硝酸化合物にあ つてはアンモニ ア性窒素に○・ 四を乗じたもの 、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素 の合計量に関し て一リットルに つきミリグラム</p>

附則別表二（附則第六項関係）

ほう素及びその化合	有害物質の種類
略	業種その他の区分
略	<p>規制基準（単位 ほう素及びそ の化合物にあつ てはほう素の量 に関して一リッ トルにつきミリ グラム、アンモ ニア、アンモニ ウム化合物、亜 硝酸化合物及び 硝酸化合物にあ つてはアンモニ ア性窒素に○・ 四を乗じたもの 、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素 の合計量に関し て一リットルに つきミリグラム</p>

アンモニア、アンモ	物
畜産農業（水質汚濁	<p>下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する指定工場等から排出される水又は廃液を受け入れており、かつ、一定の条件に該当するものに限る。）</p> <p>略</p> <p>旅館業（一リットルにつきほう素五百ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）</p> <p>旅館業（一リットルにつきほう素五百ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）</p>
三〇〇	四〇
アンモニア、アンモ	物
下水道業（特定の事	<p>下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する指定工場等から排出される水又は廃液を受け入れており、かつ、一定の条件に該当するものに限る。）</p> <p>略</p> <p>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</p>
一三〇	五〇

備考略	ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
	防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）				
	製造業	ジルコニウム化合物	三五〇		
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）		四〇〇		
	モリブデン化合物製造業		一、三〇〇		
バナジウム化合物製造業		一、六五〇			
貴金属製造・再生業		二、八〇〇			

備考略	ニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
	業者の事業活動に主として利用される公共下水道事業に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する指定工場等から排出される水又は廃液を受け入れているものに限る。）				
	酸化コバルト製造業		一二〇		
	畜産農業		五〇〇		
	ジルコニウム化合物製造業		六〇〇		
	モリブデン化合物製造業		一、四〇〇		
	バナジウム化合物製造業		一、六五〇		
	貴金属製造・再生業		二、八〇〇		